

令和6年度
いじめ防止基本方針

七尾市立中島小学校

< 目次 >

| | ページ |
|--------------------|-----|
| 1 いじめ問題への基本姿勢 | 1 |
| 2 いじめ問題対策チームの組織・施策 | 2 |
| 3 いじめの理解 | 6 |
| 4 いじめの未然防止 | 8 |
| 5 いじめの早期発見 | 9 |
| 6 いじめに対する措置 | 11 |
| 7 インターネット上のいじめへの対応 | 17 |
| 8 家庭・地域の役割 | 19 |
| 9 重大事態への対応 | 19 |
| 10 その他 | 20 |

1 いじめ問題への基本姿勢

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、本校において様々な取組を行ってきた。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

◎いじめ防止に関する学校目標

- (1) 自己有用感に裏付けされた自尊感情の高い児童の育成
- (2) 児童が安心して学べる学級・学校づくり
- (3) いじめの未然防止と迅速な対応

(1) 学校を挙げた積極対応

① 校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される組織(「いじめ問題対策チーム」)を常設する。平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取る。

② 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくる。

③ いじめ問題に組織的に対応し、児童が「安心して学ぶことができる環境」を整えること

いじめ問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察する。

(2) 平時からの基本姿勢

① いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ(未然防止の取組)を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識する。

② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

「いじめられている児童については、学校が徹底して守り通す」という姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等関係機関との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。

③ 児童一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童の実態に合わせた定期的なアンケート調査だけでなく、必要に応じて調査を行い、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

2 いじめ問題対策チームの組織・施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域の方々等が相互に協力して子供の健全育成を図り、「いじめは絶対に許されない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

(2) 「いじめ問題対策チーム」(常設)の設置について

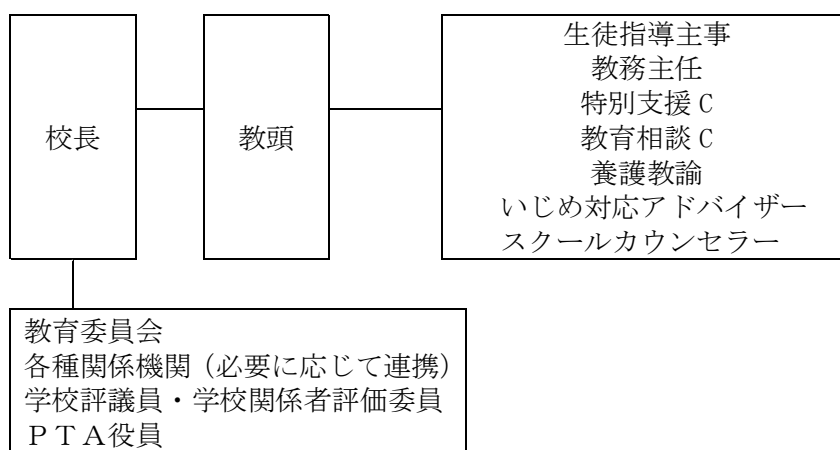
学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、「法」第23条第1項に違反し得る。

① 目的

いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター等とし、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する教職員を加え構成する。校務分掌においては、従来の生徒指導部会からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。



③機能・役割

(ア) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行う。
- ・定期的な校内巡視を実施し、情報の共有・報告を行う。
- ・いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果分析を行う。
- ・解消に至るまでの継続的な観察と指導や支援を行う。
- ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し、児童、保護者に周知し利用を促す。

(イ) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な助言・指導を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。
- ・事例等を活用し、スキル向上を図る。

(ウ) 教職員及び児童・保護者、地域に対する周知

- ・児童会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- ・いじめ対応マニュアルの見直しを行い、学級・学年懇談会等で、保護者、地域住民に対して、いじめ問題への学校の基本姿勢を説明し、理解と協力を得る。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を保護者や地域に周知する。(ホームページの記載等)



国の基本方針やいじめの問題に関係する通知等を周知徹底するため、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的開催する。また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。
(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

(3) 各担当の行動計画

① 各担当の行動内容

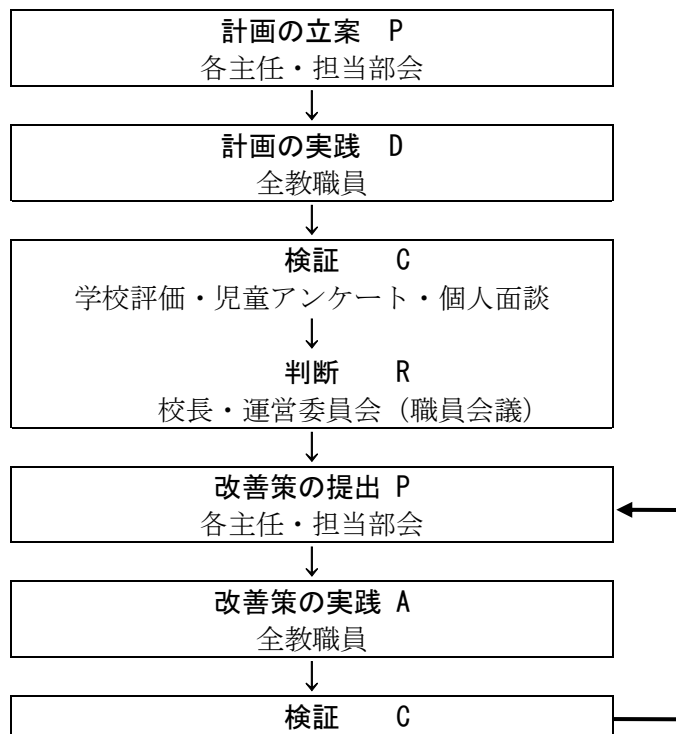
| 担当 | 行 動 内 容 |
|--------|---|
| 校長 | 学校内の全体指揮 事案の確認・判断 関係諸機関への説明 各担当への指導・助言 |
| 教頭 | 関係諸機関及び担当との窓口 対策チームの取りまとめ 各担当への指導・助言 |
| 生徒指導主事 | 具体的対応の指示 情報収集及び報告 学校における生活ルールの確立 いじめ防止に向けた取組の提起 児童理解の会の開催 相談箱の管理 個人カードの整備 児童アンケート(隔月) Q Uアンケートの実施・分析・対応 いじめに関する校内研修(いじめ対応アドバイザーの要請) |
| 教務主任 | 全校集会・児童理解の会の開催(日程調整等) 学級指導等の働きかけ |
| 養護教諭 | 児童の健康状態及び欠席状況等の把握 各種資料の提示(保健室来室状況、けがの状況等) 相談窓口として、保健室来室児童の訴えや相談への対応と報告 |
| 児童会担当 | あいさつ運動等の計画・実施(代表委員会) |
| 学級担任 | 学級での児童の様子や保護者との連絡から、いじめの早期発見に努める。 普段から保護者との連絡を密にしておく。安心して学べる学級づくりに努める。 規範意識や生活ルールの確立に努める。授業や学級活動での指導の充実を図る。 道徳教育・人権教育の充実を図る。 個人カードの記入や児童理解の会での報告を通じて、共通理解が図れるようにする。 |
| 全教職員 | 相談箱、児童理解の会や個人カードをもとに、児童の様子についての共通理解を図る。 普段から組織的対応を意識しておく。 |

② 行動年間計画

| | 学校長 | 教頭 | 生徒指導担当 | 特別支援C 教育相談C | 養護教諭 |
|-----|--|--|--|---|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に向けての取組の方針等の確認と共通理解 入学式・始業式・学校だよりで周知 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導個人カードの確認 出欠チェック 外部機関との連携 幼保小連携事業計画 小中連携事業計画 人権教室の実施計画 ピュアキッズスクールの実施計画 いじめ対応アドバイザー研修計画 | <ul style="list-style-type: none"> 生活目標の提示と共通理解 児童理解の会全体会の開催 生徒指導個人カード記入についての提案と情報確認の呼びかけ いじめ対応アドバイザー実施計画 あいさつ強化月間の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 支援を要する児童の状況についての共通理解 個人ファイルの確認 教育相談の実施 SC 便り発行 | <ul style="list-style-type: none"> 配慮を要する児童について共通理解 出欠チェック 保健室来室者点検 保健日誌の記載 各学級担任との情報交換 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | <ul style="list-style-type: none"> 防犯教室の実施計画 いじめ対応アドバイザー研修① | <ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会全体会の開催 生活アンケートの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 |  |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | <ul style="list-style-type: none"> 人権教室の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会全体会の開催 QU アンケートの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> 地域サポート隊との懇談会および警察との連携と情報共有 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | <ul style="list-style-type: none"> ネットトラブル防止講座実施 親子の手紙の取組の推進 地域ネット会議 地域サポート隊との懇談会および警察との連携確認① | <ul style="list-style-type: none"> 「夏休みのきまり」提案 生活アンケートの実施 いじめ・体罰調査 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 | |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> QU アンケートの結果からの学級の状態の把握と担任への指導 いじめ対応アドバイザー研修 1学期の取組の評価と2学期の方針周知 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ対応アドバイザー研修② 男女共同参画4コママンガの取組推進 人権標語の取組推進 | <ul style="list-style-type: none"> 夏季休暇中の巡回指導 いじめ対応アドバイザー研修 QU アンケートの分析 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> 全校集会・登校時での児童の実態の関知 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止標語の取組推進 | <ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会全体会の開催 あいさつ強化月間の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 SC 授業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 長期休業明けに配慮を要する児童の観察 出欠チェック 保健室来室者点検 保健日誌の記載 各学級担任との情報交換 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | | <ul style="list-style-type: none"> 「いいところみつけ」提案実施 生活アンケートの実施 児童理解の会全体会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 |  |

| | | | | | |
|-----|---|---|--|--|--|
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | <ul style="list-style-type: none"> 非行被害防止教室 中学校授業参観 | <ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会全体会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> 地域サポート隊および警察との連携と情報共有 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | <ul style="list-style-type: none"> 地域サポート隊との懇談会および警察との連携確認② | <ul style="list-style-type: none"> 「冬休みのきまり」提案 児童理解の会全体会の開催 生活アンケートの実施 いじめ・体罰調査 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 | |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> 2学期の取組の評価と3学期の方針周知 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | <ul style="list-style-type: none"> いじめ対応アドバイザー研修③ | <ul style="list-style-type: none"> 児童理解の全体会の開催 いじめ対応アドバイザー研修 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 | |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | <ul style="list-style-type: none"> 幼保小連絡会実施 | <ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会全体会の開催 「いいところみつけ」提案実施 生活アンケートの実施 いじめ・体罰調査 | <ul style="list-style-type: none"> 保小連絡会 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> 1年間の評価および来年度の取組の総括 「Let's call オアシスライン」の周知（学校だより） | <ul style="list-style-type: none"> 小中連絡会実施 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導個人カードの整理の呼びかけ 児童理解の会全体会の開催 今年度の成果と課題をうけての次年度の取組提案 | <ul style="list-style-type: none"> 校内特別支援委員会の開催 教育相談の実施 | |

③ 検証・見直し・行動評価



3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンやゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点(いじめの定義)

〈平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より〉「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・外見的にはけんかやふざけ合いのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至らないケース(インターネット上で悪口を書かれたが、当該児童がそのことを知らずにいる場合など)についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・被害児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合は、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

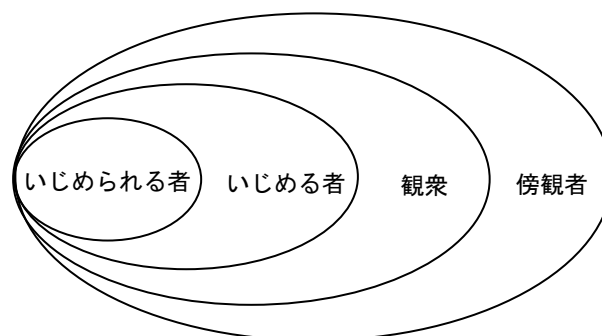
いじめ被害者は、自分がいじめられている(辱められている・貶められている)という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。または、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・ 同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」(刑法第208条)
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」(刑法第204条)
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」(刑法第222条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第223条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第249条)
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第235条)
- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第236条)
- ・ 自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第261条)
- ・ 校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉棄損罪」(刑法第230条)、「侮辱罪」(刑法第231条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第176条)
- ・ 児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)

4 いじめの未然防止

児童が、周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育の充実を図る。また、さまざまないじめの問題やそれらの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAとの連携を図りながら、保護者においても、法の趣旨及び法に基づく対応について理解を求めていく。

(1) わかる授業づくり

- ・児童一人一人が「わかった・できた・使えた」と実感できるような授業を目指し、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

- ・道徳教育のねらいを全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。
- ・いじめに関する資料に基づいた「考え、議論する道徳」を推進する。
- ・魅力的な教材開発と活用による道徳性の育成を図る。
- ・人権教室では、人権に関する題材の授業を実施し、感想交流を通して、一人一人の人権感覚を育成する。

(3) 規範意識の育成

- ・校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。
- ・「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。
- ・毎月の生活目標や学習のめあての意識を高めるため、学級ごとに到達目標を定め、評価・改善を図る。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・「友だちのいいところ見つけ」に取り組むことで、多学年の友達のいいところを見つける習慣をつける。
- ・縦割り班活動を清掃や行事等で取り入れ、主体的に他者と関わろうとする遺徳を培う。

(5) いじめ問題に児童会などが中心となる取組

- ・児童がお互いのいいところを書いて、全校に紹介できるように取組を行う。また、平和について考える児童集会を行う。

(6) 体験活動を取り入れた取組

- ・地域の方のお世話による野菜作りやコメ作り等を実施し、感謝の心を育む。

(7) 家庭や地域と連携した取組

- ・「いじめアンケート」の調査結果を周知するとともに、地域全体でいじめの問題に取り組む機運を高める。
- ・保護者や地域の人を対象に「非行・被害防止講座」を実施し、「ネットいじめ」の事例等を基に、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。
- ・学校内にいじめの問題に関する相談窓口を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、パトロール隊の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

5 いじめの早期発見

児童のささいな変化に目をむけ、気づいた情報を確実に共有・報告し、そして、情報に基づき速やかに対応する。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことはいじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。そのため、学校の教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から、授業や休み時間、放課後の児童の様子を観察し、信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・連絡帳等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員が積極的に児童に関する情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・隔月生活アンケートを実施する。
- ・Q-Uを実施し、学級集団や個人の状態をみとり、学級経営方針の修正を行う。

(3) 教育相談体制の充実

- ・Q-Uや生活アンケートの結果をもとに個人面談を行う。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・担任や養教等がスクールカウンセラーへの面談をすすめ、効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子供たちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子供が発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

ア いじめられている子供が学校で出すサイン ※印 無理にやらされている可能性のあるもの

| 発見の機会 | 観察の視点(特に、変化が見られる点) | |
|-------|---|---|
| 朝の会 | <ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。 ・始業時刻ぎりぎりの登校が多い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・表情が冴えず、うつむきがちになる。 ・出席確認の音が小さい。 |
| 授業開始時 | <ul style="list-style-type: none"> ・忘れ物が多くなる。 ・涙を流した気配が感じられる。 ・用具、机、椅子等が散乱している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲が何となくざわついている。 ・席を替えられている。 ・一人だけ遅れて教室に入る。 |
| 授業中 | <ul style="list-style-type: none"> ・正しい答えを冷やかされる。 ・発言に対し、しらけや嘲笑が見られる。 ・責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 ・ひどいアダ名で呼ばれる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・グループ分けで孤立することが多い。(机を合わせないなど) ・保健室によく行くようになる。 ※ 不まじめな態度で授業を受ける。 ※ ふざけた質問をする。 ※ テストを白紙で出す。 |
| 休み時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・一人でいることが多い。 ・わけもなく階段や廊下等を歩いている。 ・用もないのに職員室等に来る。 ・遊びの中で孤立しがちである。 ・プロレスごっこで負けることが多い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・集中してボールを当てられる。 ・遊びの中で、いつも同じ役をしている。 ※ 大声で歌を歌う。 ※ 仲良しでない者とトイレに行く。 |
| 給食時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・食べ物にいたずらをされる。 ・嫌われるメニューの時に多く盛られる。 ・グループで食べる時、席を離している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・その子供が配膳すると嫌がられる。 ※ 好きな物を級友に譲る。 |
| 清掃時 | <ul style="list-style-type: none"> ・目の前にゴミを捨てられる。 ・最後まで一人でする。 ・椅子や机がぼつんと残る。 | <ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる。 ※ 人の嫌がる仕事を一人でする。 |
| 放課後 | <ul style="list-style-type: none"> ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 ・顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ・急いで一人で帰宅する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・用事がないのに学校に残っている日がある。 ※ 他の子の荷物を持って帰る。 |

イ いじめている子供が学校で出すサイン

| 発見の機会 | 観察の視点(特に、変化が見られる点) | |
|-------|--|---|
| 授業中 | <ul style="list-style-type: none"> 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている。 プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする。 指名されただけで目配りし、嘲笑する。 | <ul style="list-style-type: none"> 後ろから椅子を蹴ったり、文具等で体をつついたりしている。 授業の後片付けを押しつけている。 自分の宿題をやらせている。 |
| 休み時間 | <ul style="list-style-type: none"> 嫌なことを言わせたり、嫌なものを触らせたりしている。 移動の際など、自分の道具を持たせている。 | <ul style="list-style-type: none"> けんかするよう仕向けている。 平気で蹴ったり、殴ったりしている。 |
| 給食時間 | <ul style="list-style-type: none"> 配膳させたり、後片付けさせたりしている。 自分の嫌いな食べ物を押しつける。 | <ul style="list-style-type: none"> 自分の好きな食べものを無理矢理奪う。 |
| 清掃時 | <ul style="list-style-type: none"> 雑巾がけばかりさせている。 雑巾を絞らせている。 | <ul style="list-style-type: none"> 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする。 |
| 放課後 | <ul style="list-style-type: none"> 自分の用事に付き合わせる。 | <ul style="list-style-type: none"> 違う方向なのに待たせて一緒に帰る。 |

ウ 注意しなければならない児童の様子

| 様子等 | 観察の視点(特に、変化が見られる点) | |
|--------|--|---|
| 動作や表情 | <ul style="list-style-type: none"> 活気がなく、おどおどしている。 視線を合わさない。 教師と話するとき不安な表情をする。 寂しそうな暗い表情をする。 | <ul style="list-style-type: none"> やる気を失う。 手遊び等が多くなる。 独り言を言ったり急に大声を出したりする。 <p>※ 言葉遣いが荒れた感じになる。</p> |
| 持ち物や服装 | <ul style="list-style-type: none"> 教科書等にいたずら書きされる。 刃物等、危険な物を所持する。 | <ul style="list-style-type: none"> 服装が乱れたり破れたりしている。 持ち物、靴、傘等を隠される。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。 インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。 SNS*のグループから故意に外される。 | <ul style="list-style-type: none"> 教材費、写真代等の提出が遅れる。 飼育動物や昆虫等に残酷な行為をする。 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。 <p>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。</p> |

(5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子供は、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子供の変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子供の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

ア いじめられている子供が家庭で出すサイン

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため) 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。 |
|--|

- ・ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・ 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- ・ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言いつたりする。
- ・ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・ 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ・ ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子供が家庭で出すサイン

- ・ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・ 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- ・ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言いつたりする。
- ・ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・ 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ・ ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

(6) 配慮が必要な児童についての対応

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ①発達障害を含む、障害のある児童
- ②海外から帰国した児童や外国人の児童、外国人の保護者を持つ児童
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

6 いじめに対する措置

いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置き、安易に解決とすることはできず、社会性の向上など児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。いじめが「解決している」状態とは、少なくとも3ヶ月間継続して「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要因を満たす必要がある。いじめの解決にいたるまで、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通知を受けたときの対応

① 初期対応の流れ

ア 報告連絡体制について（組織図参照）

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず直ちに校長、教頭、生徒指導主事、学年主任等へ報告する。報告されたいじめ事案については、全て全職員で共有し、必要に応じていじめ問題対策チームが集まり話し合い、いじめの有無の判断を含め、解決に向けて動き出す。学校の特定の教職員が、いじめに関わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することとなる。

イ 聴き取り調査と記録について

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については、当該児童や周囲の生徒に聴き取り調査を行う。聴取の際は原則、複数の教員で行う。(児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。)聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上で行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聴き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聴き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

② いじめのレベルと対応

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

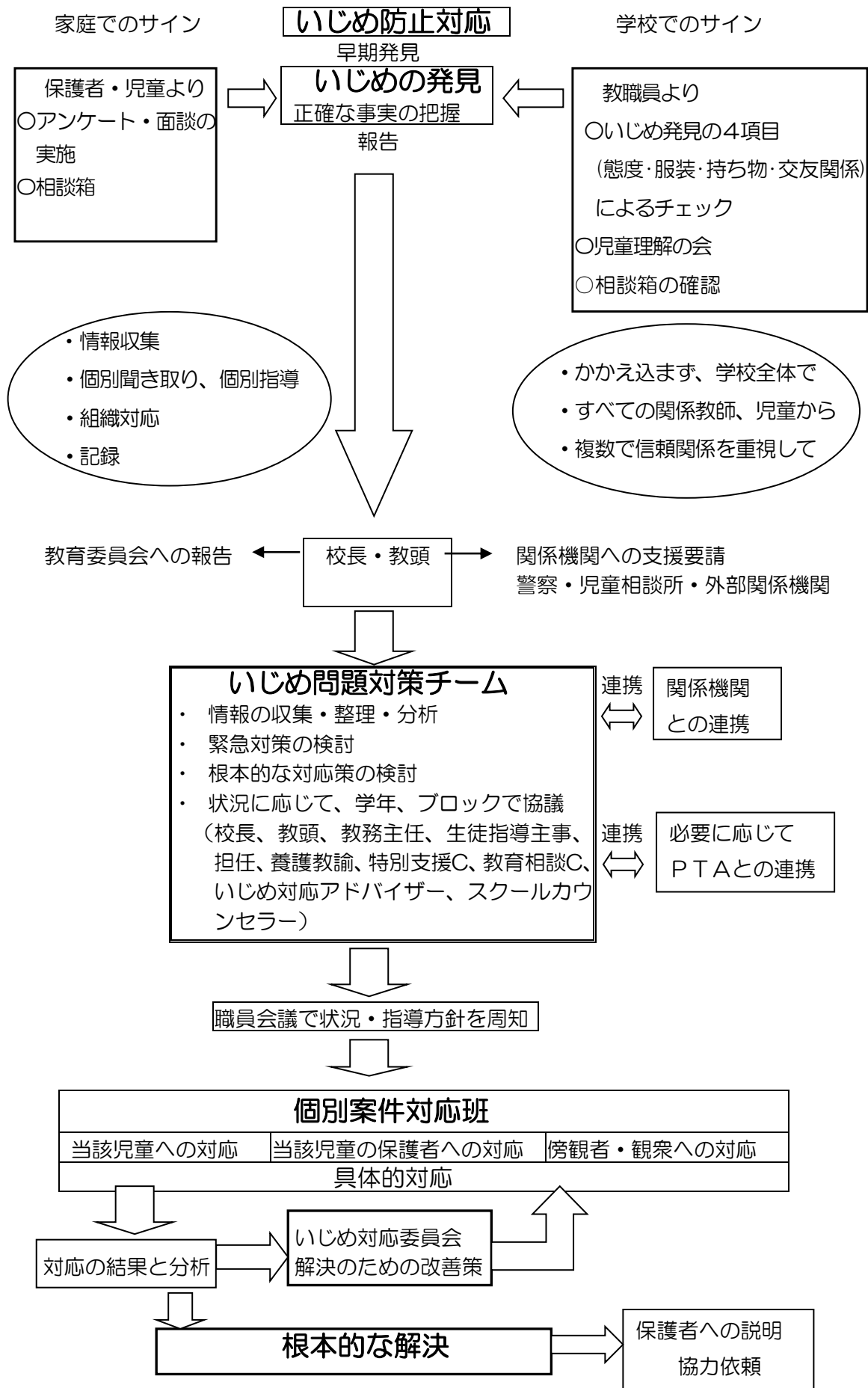
【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった(ある)もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

(2) 組織的対応 (いじめ対応マニュアル図)



(3) 子供や保護者への対応

①いじめられている子供への対応

【学校】

- ・いじめられている子供を必ず守るという姿勢を明確にして、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・上記の姿勢及び今後の対応（いじめ事案からの救出と関係性や学校生活の回復）の見通しを当該児童に説明する。
- ・教職員の相談担当を伝え、安心につなげる。
- ・決して一人で悩まず、必ず友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを伝える。
- ・いじめの事実関係を正しく把握する過程の中で、冷静に子供の気持ちを十分に受容し、共感的に受け止め、心の安定につなげるようにする。
- ・いじめた子供の謝罪だけで、問題が解消したなどという安易な考えを持たず、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子供を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・心理や福祉等の外部専門家の協力が必要な場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。
- ・心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が見られた場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。

【家庭】

- ・学校とともに当該児童を必ず守り通すという姿勢を示す。
- ・本人の話を冷静にじっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを伝え、自信を持たせる。

②いじめている子供への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめられている子供の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子供からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子供が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・必要に応じて、市教育委員会に外部専門家の協力を依頼して、組織的に、いじめをやめさせその再発を防止する措置を取る。
- ・いじめた子供の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子供の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって解決したと即断せず、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに本人が十分に理解できるようにする。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。
- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを伝え、自信を持たせる。

③いじめが起きた集団への働きかけ

【学校】

- ・いじめを見ていた子供たちに対しても、自分の問題として捉えさせる。
たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた子供たちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

④いじめられている子供の保護者への対応

【学校】

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止める。
- ・学校として、当該児童を必ず守り通すことを十分伝える。
- ・いじめからの救済と学校生活の回復を見通した対応策について説明し、共通理解の上で協力体制を構築する。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解消するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

⑤いじめている子供の保護者への対応

【学校】

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子供や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子供の保護者と協力して、いじめを解消するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(4) いじめの解消

①解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事業も勘案して判断するものとする。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

②解消後の見守りの重要性

「解消する」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境で、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に接する機会が増えてきている。また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に情報モラルの指導ができるよう体制整備を進めていく。

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻になる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難であり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用状況を把握することが難しい。
- ・子供の利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

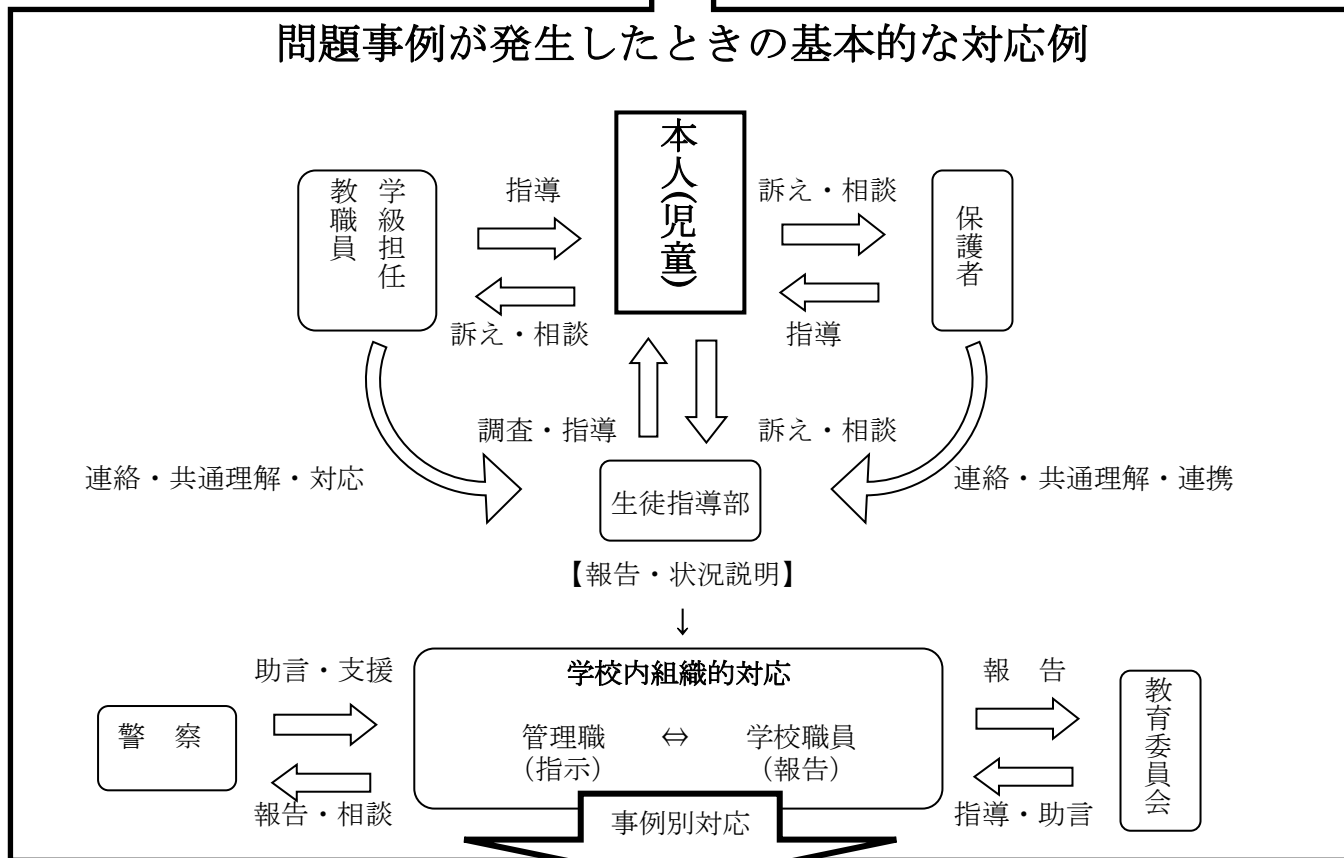
- ・児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用、ルール作り、管理をするよう努めてもらう。

(3) インターネット上のいじめの対応について・削除依頼等（ネットいじめ対応マニュアル）

児童の携帯電話・インターネットトラブルへの対応

- ① 早期発見…日ごろからの児童及び保護者と学校職員との連携を図る。
- ② 早期対応…相談を受けたら、学校全体の問題として組織的に対応する。
- ③ 機関連携…警察や消費生活センターなど、関係機関との具体的な連携を図る。

問題事例が発生したときの基本的な対応例



誹謗・中傷など悪質な書き込みをされた場合

(SNS上でのメール・掲示板)

- ① 書き込み内容の確認・記録
・内容を確認・印刷する。
・アドレスを記録する。
- ② 被害児童生徒へのケア

③管理者（開設者）へ削除依頼
・掲示板には基本的に「削除フォーム」を活用。

④ 書き込みの削除実施の確認

- ⑤相談のあった児童又は保護者等への説明
- ⑥再発防止

犯罪予告の場合

- ① 書き込み内容の確認・記録
・メール・掲示板等を確認・印刷する。
・メール・掲示板等のアドレスを記録する。

② 110番通報

対策本部の設置（校長、教頭、関係職員、PTA）
安全対策の確立と実施
○ 授業や行事実施の可否の判断 ○ 教職員への連絡の実施 ○ 児童生徒及び保護者への連絡の実施 ○ 教育委員会への報告 ○ 校区及び関係地域への連絡の実施 等

金銭トラブルの場合

証拠となる資料の確保・被害拡大の阻止

- これまでの相手とのやり取りの内容がわかるものをすべて記録・印刷しておく。
- 相手に情報を与えない。

再発防止及び被害の拡大を避けるための指導方針を明確にし、全職員で指導を進める。

8 家庭・地域の役割

(1) 家庭・地域を含めた連携

- ・国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。
- ・児童からいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校へ通報、その他の適切な措置をとる必要がある。
- ・PTAなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

(2) 保護者の責務

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導をおこなうよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・相当の期間は、年間30日を目安とする。
- ・児童が一定期間、連続して欠席しているような場合。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに市ならびに県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに個別案件対応班を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成について、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、中立性を保って調査する。
- ・調査の実施に当たって、いじめ行為の事実関係を、できるだけ多くの情報を収集・整理して明確にする。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、結果を重視し再発防止に取り組む。
- ・これまでに先行して調査を実施している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

② 市教育委員会が調査主体の場合

- ・市教育委員会の下に置く附属機関「七尾市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。なお、附属機関の構成員に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合は、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。また当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告・必要な措置

① 調査結果の提供

- ・学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、教育委員会の指導のもと、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

③ 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

10 その他

主な相談機関の案内

| | 相談機関（所属） | 電話番号 | 受付時間 | ・主な内容 ※コメント |
|---|---|------------------------------|-------------------|---|
| 1 | 24時間子供SOS相談テレホン （文部科学省） （石川県教育委員会学校指導課） | 0120-0-78310 076-298-1699 | 365日 24時間 | ※自分や友だちがいじめられている。こわい目にあっている。いやな思いをしているとき、一人で悩まないで電話してください。 ※たとえ、つながらないことがあってもためらわず、何度でもかけてください。あなたの電話を待っています。 |
| 2 | いじめ相談窓口 （石川県教育委員会学校指導課） | 076-225-1830 | 月～金 9:00～17:00 | ※皆様からの「いじめ」に関する情報を専門の職員がお聞きし、迅速に対応いたします。 |
| 3 | こころの健康に関する相談 （石川県こころの健康センター） | 076-238-5750 | 月～金 8:30～17:15 | <ul style="list-style-type: none"> ・対人関係や性格についての悩み ・ストレスによる心身の不調 ・学校、職場、家庭内で起こっている心の問題 ・アルコールや薬物に関する問題 ・精神に障害のある方の生活や社会参加などの相談 ・ひきこもりの悩み |
| | こころの相談ダイヤル （石川県こころの健康センター） | 076-237-2700 | 365日 24時間 | |
| 4 | 石川県家庭教育電話相談 （石川県教育委員会生涯学習課） | 076-263-1188 | 月～土 9:00～13:00 | ※家庭教育に関する悩み相談にお答えしています。お気軽に、ご利用ください。 |
| 5 | 石川県七尾児童相談所 （厚生労働省） | 0767-53-0811 | 月～金 8:30～17:15 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育園に行きたがらない。 ・学校で友だち関係がうまくいかなかったり、授業中落ち着きがなかったりする。 ・友だちや先生に暴力をふるう。 ※相談は、予約されたほうがお待たせすることなく、ゆっくりとお話をうかがうことができます。まずはお電話ください。 ※虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付は24時間365日対応しています。 |

| | 相談機関（所属） | 電話番号 | 受付時間 | ・主な内容 ※コメント |
|----|--------------------------------------|---|---|--|
| 6 | 子供の人権110番 （法務省） （金沢地方法務局） | 0120-007-110 | 月～金 8:30～17:15 （上記以外は留守 番電話対応） | ※「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子供をめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子供自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。「子供の人権110番」は、このような子供の発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子供だけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。 |
| | 子供の人権SOS-eメール （金沢地方法務局） | https://www.jinkenn.go.jp/kodomo | 365日 24時間 | |
| | 子供の人権SOSミニレター （金沢地方法務局） | 各学校に設置してある用紙を利用 | | |
| 7 | いじめ110番 （県警少年サポートセンター） | 0120-617-867 | 365日 24時間 | ※いじめ問題で悩む児童生徒、保護者等からの相談等に24時間対応しています。お気軽にお電話ください。 |
| 8 | 七尾市教育研究所 （七尾市教育委員会） | 0767-57-5671 | 月～金 9:00～16:00 | ・いじめ・不登校などに関する相談 ※来所相談は要予約。 |
| 9 | 児童・ひとり親・女性相談 （七尾市子育て支援課） | 0767-53-8445 | 月～金 8:30～17:15 | ・子育て・育児不安等に関する相談 |
| 10 | オアシスライン（七尾市・中能登町） 〈親と子のなんでも電話相談室〉 | 0767-52-0783 | 月～金 13:00～16:00 | ・悩んでいること、困っていることなどの相談 |
| 11 | チャイルドラインいしかわ （NPO チャイルドライン支援センター） | 0120-99-7777 | 月～土 16:00～21:00 | ※18歳までの子供のための相談先です。かかえている思いを誰かに話すことで、少しでも楽になるよう、気持ちを受けとめます。あなたの思いを大切にしながら、どうしたらいいかを一緒に考えていきます。お説教や命令、意見の押し付けはしません。※話を聴くのは「受け手」と呼ばれるボランティアの大人たちです。たくさん受け手がいるので、次にかけたときに同じ受け手と話が出来るとは限りませんが、真剣な思いはみんな一緒です。誰かと話がしたい、誰かに悩みを聞いてほしい、そんなあなたを待っています。 |
| 12 | いのちの電話 （法人 日本いのちの電話連盟） | 0570-783-556 | 毎日 10:00～22:00 | ・相談員に電話やメールで悩みを相談できる窓口 |
| | | 0120-783-556 | 毎日 16:00～21:00 | |
| 13 | よりそいホットライン （法人 社会的包摂サポートセンター） | 0120-279-338 | 365日 24時間 | ・相談員に電話やSNS等で悩みを相談できる窓口 |